

鳥取県スポットワーク 導入支援補助金のご案内



県内の事業者がスポットワークの活用時に、スポットワーク雇用仲介事業者を支払ったサービス利用料を補助します。

※スポットワークとは、短時間（スキマ時間）・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くこと。また、スキマ時間を利用して働きたい労働者と人材を必要とする事業者をつなぐサービスを提供する事業者をスポットワーク雇用仲介業者をいいます。

項目	内容
補助対象事業所	スポットワークを活用し、労働者を雇用した県内事業所
補助対象経費	労働者との仲介が成立したことへの対価として、スポットワーク雇用仲介事業者を支払ったサービス利用料 ※賃金、交通費、振込手数料、消費税及び地方消費税額は除く
補助限度額	50,000円 （補助率1／2） 例）スポットワーク雇用仲介事業者にサービス利用料を10万円支払った場合は、その半額の50,000円を補助します。
申請要件	○県主催の「スポットワーク活用促進セミナー」を受講または当該セミナーのアーカイブ配信（裏面参照）を受講すること ○本補助金を過去に受給したことがないこと
申請期限	令和9年2月20日（土）まで
申請方法	申請方法など詳しくは、とりネットをご確認ください。 申込はとっとり電子申請サービスのほか郵送または持参でも可能です。

詳しくはとりネットにて→

<https://www.pref.tottori.lg.jp/323568.htm>



スポットワーク活用促進セミナーを アーカイブ配信しています！

県が開催した「スポットワーク活用促進セミナー」を
アーカイブ配信しています（令和9年2月20日まで）。
視聴申込はとっとり電子申請サービスより申請して
ください。



とっとり電子申請サービス→



補助金交付までの流れ

項目	実施者	時期	内容・注意事項等
1 補助対象 活動を実施	申請者	令和8年5月25日～ 令和9年2月20日	求人に当たり、スポット ワーク雇用仲介事業者の サービスを使用し、サービ ス利用料をスポットワーク 雇用仲介事業者を支払う。
2 補助金交付 申請書提出	申請者	令和8年5月25日～ 令和9年2月20日	補助対象活動が完了した日 から1か月以内の日又は令 和9年2月20日のいずれ か早い日までに交付申請書、 活動報告書を作成し、県雇 用・働き方政策課へ提出し てください。
3 補助金交付 決定及び額 確定	県	補助金交付申請書の受 付後30日以内	提出された書類を県雇用・ 働き方政策課で審査し、補 助金交付決定及び額確定の 通知を行います。
4 補助金支払	県	確定通知送付から2週 間程度	補助金をお支払します。

その他詳しくは
とりネットで！



提出・問合せ先

鳥取県商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話：0857-26-8476

電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp